

# 令和6年度産業廃棄物関係作業労働者派遣業務仕様書

## 1 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき事業者から提出される届出等に含まれる各種情報を、事業者への指導、統計資料の作成等に活用するため、各種システムへ入力し電子化を図り、当該データを取りまとめること等を目的とする。

## 2 派遣業務の内容

派遣労働者が従事する派遣業務は、次のとおりとする。

### (1) 環境文化部循環型社会推進課における業務

#### ① 産業廃棄物処分実績報告書等のデータ入力等

産業廃棄物処分業者等から提出された処分実績報告書等について、指定様式への入力、入力データの取りまとめ及び簡易資料の作成を行う。

#### ② 産業廃棄物行政情報システムへ反映させる事業者情報の入力

指定様式へ事業者情報の入力を行う。

#### ③ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書のデータ入力等

事業者から提出されたポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書について、PCB廃棄物保管及び処分状況管理システムへの入力、入力データの取りまとめ及び簡易資料の作成を行う。

#### ④ その他

上記①、②及び③に付随する業務の他、県職員が行う事務処理において、データ入力、書類の整理等の事務補助を行う。

### (2) 各県民局地域政策部環境課における業務

#### ① 産業廃棄物処分実績報告書等のデータ入力等

産業廃棄物処分業者等から提出された処分実績報告書等について、指定様式への入力を行う。

#### ② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書のデータ入力

事業者から提出された産業廃棄物管理票交付等状況報告書について、産業廃棄物処理情報管理システムへの入力を行う。

#### ③ 岡山県循環資源情報提供システムへのデータ入力

事業者から提出された各種許可申請・届出について、岡山県循環資源情報提供システムへの入力を行う。

#### ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書のデータ入力等

事業者から提出されたポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書について、PCB廃棄物保管及び処分状況管理システムへの入力及び簡易資料の作成を行う。

#### ⑤ その他

上記①から④までに付随する業務の他、県職員が行う事務処理において、データ入力、書類の整理等の事務補助を行う。

### 3 派遣労働者の選定

派遣元は、2の業務を遂行する者として、ワード及びエクセルの操作に熟練している者（直近5年間において、パーソナルコンピューターを用いた業務に累計で1年間以上従事した経験を有し、かつ、1分間当たり60文字程度の文字入力ができる者に限る。）を選定しなければならない。

### 4 派遣期間等

#### (1) 派遣場所

- ① 岡山県環境文化部循環型社会推進課（岡山市北区内山下二丁目4番6号）
- ② 岡山県備前県民局地域政策部環境課（岡山市北区弓之町6番1号）
- ③ 岡山県備中県民局地域政策部環境課（倉敷市羽島1083）
- ④ 岡山県美作県民局地域政策部環境課（津山市山下53）

#### (2) 派遣期間

- ① 上記(1)①の場所  
令和6年9月2日（月）～令和6年11月29日（金）
- ② 上記(1)②の場所  
令和6年8月1日（木）～令和7年1月31日（金）
- ③ 上記(1)③及び④の場所  
令和6年8月1日（木）～令和6年11月29日（金）

※ 派遣期間は上記①～③を基本とするが、派遣元は、県からの申し出に基づき、派遣期間満了の日の翌月末を超えない範囲で県が指定する期日まで派遣期間を1度のみ延長するものとする。

なお、当該申し出は、各派遣場所毎に、派遣期間満了の日から2週間前までに電子メールで県から派遣元に通知するものとする。

#### (3) 派遣人数

上記(1)に掲げる派遣場所毎に1名の計4名

#### (4) 就業時間

勤務時間 9時から17時まで

休憩時間 12時から13時まで

#### (5) 勤務日

毎週月曜日から金曜日まで

#### (6) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（令和6年12月29日から令和7年1月3日まで）

### 5 派遣労働者名簿の提出

派遣元は、契約締結後、業務に従事する労働者の氏名を書面により速やかに県に提出しなければならない。なお、労働者に変更があった場合も同様とする。

### 6 派遣業務内容の疑義

派遣元は、業務内容に疑義が生じた場合、速やかに県と協議を行い、県の指示を受けるものとする。

## 7 その他

- (1) 派遣費用は1時間当たりの単価契約によることとする。
- (2) 派遣労働者は業務の実施に際し不明な点が生じた場合等は、各派遣場所担当者職員の指示を受けるものとする。